富士•東部医療圏

地域保健医療計画 アクションプラン

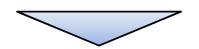
進捗状況報告

平成25年度

山梨県富士·東部保健福祉事務所 (富士·東部保健所)

富士・東部医療圏域~保健福祉事務所アクションプランの概要

- 1 富士・東部医療圏内の活動で改善につなげることができる、特に重点的に取り組む必要がある事業に対する行動計画です。
- 2 毎年度、定期的に、計画の進捗状況を分析、評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。



現状と課題&今後5年間の主な取り組みについて

【地域医療提供体制の整備と連携体制の構築】

インフォームドコンセントを推進するためにも県民が医療に関する正しい情報を得られるよう取り組む必要がある。 医療現場への安全に対する意識の定着のための立入検査、医療の安全と信頼を高め医療機関における患者サービスの向上を図るため医療相談が必要。

救急医療機関の適切な利用について住民への周知を図るとともに、保健医療推進委員会の調整による二次救急 体制の円滑な運用支援。

医療資源の整備や介護との連携等地域ごとに特色があることから、各地域の特色・強みを活かしつつ各地域における連携体制を構築していくことが必要。

感染症蔓延を防ぐため、ワクチン接種の向上や県民への感染症予防の基礎知識の継続的な普及啓発が必要。

リハビリテーション技術支援を実施し、地域に密着したリハビリ支援体制の充実させる必要がある。

1 保健医療情報の提供

- 2 医療安全相談体制の充実
- 3 救急医療体制の整備
- 4 在宅医療(在宅療養者への支援体制構築)
- 5 感染症対策
- 6 地域リハビリテーションの推進

【保健・医療・福祉の総合的な取り組み】

生活習慣病およびそれに起因する疾病の医療費は、総医療費の1/3、死亡総数の60%。生活習慣病に焦点をあてた健康づくりの環境整備が必要。

今後認知症ケア等を要する高齢者が増加することが予測される。保健、医療、福祉の各分野で連携を図り、地域 包括ケアを推進していく必要がある。

障がい者の社会参加機会の確保や共生社会実現のため、保健、医療、福祉等の連携が必要。

精神保健医療福祉は「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方に基づき、長期入院患者退院の ための支援や自立した生活を支援の体制づくりを取り組む必要がある。

ストレス等こころの健康問題を抱え自殺する者が増加する傾向にあり、自殺予防対策を推進する必要がある。

母子保健推進体制の整備、乳幼児の異常の早期発見、生涯を通じた女性の健康支援等各関係機関と連携し支援 していく必要がある。

難病等は療養期間が長期にわたるため、患者や家族に対しきめ細やかな支援が必要。各関係機関が協力し、地域支援の充実を図り、保健・医療・福祉サービスの総合的な支援とその充実を図ることが必要。

7 健康づくりと生活習慣病対策

- 8 高齢者保健福祉
- 9 障がい者保健福祉対策
- 10 精神保健医療福祉対策
- 11 自殺防止対策
- 12 母子保健福祉対策
- 13 難病等支援対策

【健康危機管理、安全な生活環境の整備】

健康危機管理対策が適切に実施されるよう、情報連絡、初動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織 運営となるよう、平常時からマニュアルの見直しや研修、訓練等を実施する必要がある。

医薬品等の安全性確保と適正管理を図るため監視指導の充実、薬物乱用防止指導員地区支部協議会と連携した地域での啓発、指導活動が必要。

食品の安全性の確保と県民の健康を保護するため、監視指導や食品の収去検査の実施等食品衛生行政の推進 が必要

レジオネラ属菌、水道水による健康被害の発生防止を目的とした公衆浴場等の監視・指導、水質を監視し、水道事業者が行う安全性確保対策を支援する必要がある。

14 健康危機管理体制

(新型インフルエンザ等新感染症への対策を含む)

- 15 災害医療(大規模災害時医療救護体制整備)
- 16 医薬品の安全管理対策
- 17 薬物乱用防止対策
- 18 食品の安全確保対策
- 19 生活衛生対策

【保健医療福祉の人材の確保と資質の向上】

多様化するニーズに対応できる保健医療福祉従事者を育成するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県 看護協会、介護支援専門員連絡協議会等との連携のもと研修会の実施や教育マニュアルに基づき人材育成を行 う必要がある。



20 人材育成支援

【地域医療提供体制の整備と連携体制の構築】

インフォームドコンセントを推進するためにも県民が医療に関する正しい情報を得られるよう取り組む必要がある。

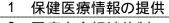
医療現場への安全に対する意識の定着のための立入検査、医療の安全と信頼を高め医療機関における患者サービスの向上を図るため医療相談が必要。

救急医療機関の適切な利用について住民への周知を図るとともに、保健医療推進委員会の調整による二次救急体制の円滑な運用支援。

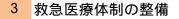
医療資源の整備や介護との連携等地域ごとに特色があることから、各地域の特色・強みを活かしつつ各地域における連携体制を構築していくことが必要。

感染症蔓延を防ぐため、ワクチン接種の向上や県民への感染症予防の基礎知識の継続的な普及啓発が必要。

リハビリテーション技術支援を実施し、地域に密着したリハビリ支援体制の充実させる必要がある。



2 医療安全相談体制の充実



4 在宅医療(在宅療養者への支援体制構築)

5 感染症対策

6 地域リハビリテーションの推進

		平成25年度の取り組み状況	課題等	平成26年度事業
1		・県は医療法第6条の3の規定に基づき良質な医療を提供する体制確保の一つとして、医療機関の情報を山梨県ホームページにある「やまなし医療ネット」において公表している。県民に適切な保健医療情報を提供するため、各医療機関等に対し、タイムリーな内容変更情報の更新を依頼した。 ・毎年6月に全ての診療所に定期報告を依頼し、登録情報の確認を行うとともに、ホームページ等情報の更新を行った。回収率は約95%であった。	している。 ・診療所に対する定期報告の回収率が100%ではない。	・常時、診療所内容変更届の提出時に届出が必要な項目について、説明する。 ・平成26年度の前半期までに、説明に必要なチラシの作成を行う。 ・定期報告の回収率向上のための効果的な働きかけ手法について 年度内に検討する。
2	実	・医科及び歯科診療所の立入検査を医療法に基づき、実施した (有床診療所は3年に1度、無床診療所は5年に1度の頻度で実 施)。 ・医師会への情報提供は、文書により指摘事項や立入検査結果等 の情報提供と改善のための協力依頼を年1回実施している。	・立ち入り指導事項について、医療安全指針の整備の不備施設は 7割であった。 ・廃棄物の契約書の保管については4割であった。	・医療安全指針の整備を促すため、医療監視の際に不備施設の多かった項目の資料を医療機関に配布する。 ・引き続き医師会に対して情報提供を行う。
3		<富士北麓地区> ・平成25年度は市町村と協同し、富士北麓地域の宿泊施設に対してチラシの配布を実施した。 ・医療再生計画の一部として、救急医療の適正利用を内容としたDVDを制作・放映・配布し、一層効果的な普及啓発を図った。 <東部地区> ・東部地区救急医療情報交換会を開催し、関係機関における現状を共有した。	<富士北麓地区 > ・軽症患者の救急搬送が6割を切ったが、依然として高い状況である。 <東部地区 > ・在宅当番医制度の利用者数が富士北麓に比べ少ない。 ・東部地区が抱える救急医療体制の課題について、情報共有を図るにとどまっている。	<富士北麓地区 >
4	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	·多職種協働による在宅医療チームの担い手となる人材を育成する為の研修会を2回開催した。 ·在宅医療に関わる多職種(医師・歯科医師・薬剤師・看護師・作業療法士・介護支援専門員・保健師・管理栄養士・市町村担当者)を委員として、在宅医療多職種連絡会議を設置し、2回開催した。 ·在宅医療を推進するための普及啓発講演会を1回開催した。 ·「在宅医療と介護の手引き」の策定に向けて作業部会を2回行い、手引きの内容を検討した。		・在宅療養に関わる関係職種の育成支援を行うため、多職種協働によるチーム医療を目的とした多職種人材育成研修を開催する。 ・在宅医療を推進させるために、在宅医療多職種連絡会議および一般住民向け普及啓発講習会を開催する。 ・「在宅医療と介護の手引き」を作成する。 ・医療と介護連携に係わる会議開催や、連携体制が図れるよう、市町村や関係団体に働きかける。また、既に連携体制が進んでいる市町村から広域的に取り組むべき課題等の情報提供を受け、連絡会議で検討する。

【地域医療提供体制の整備と連携体制の構築】

インフォームドコンセントを推進するためにも県民が医療に関する正しい情報を得られるよう取り組む必要がある。

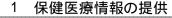
医療現場への安全に対する意識の定着のための立入検査、医療の安全と信頼を高め医療機関における患者サービスの向上を図るため医療相談が必要。

救急医療機関の適切な利用について住民への周知を図るとともに、保健医療推進委員会の調整による二次救急体制の円滑な運用支援。

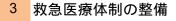
医療資源の整備や介護との連携等地域ごとに特色があることから、各地域の特色・強みを活かしつつ各地域における連携体制を構築していくことが必要。

感染症蔓延を防ぐため、ワクチン接種の向上や県民への感染症予防の基礎知識の継続的な普及啓発が必要。

リハビリテーション技術支援を実施し、地域に密着したリハビリ支援体制の充実させる必要がある。



2 医療安全相談体制の充実



4 在宅医療(在宅療養者への支援体制構築)

5 感染症対策

6 地域リハビリテーションの推進

		平成25年度の取り組み状況	課題等	平成26年度事業
	感染症対策	・インフルエンザ等感染症の患者数について保健所に報告を行っている各定点医療機関から、感染症に関する情報を収集し、週報及び月報として、各定点医療機関、各地区医師会、各市町村、各市町村教育委員会、住民に情報提供した。		・感染症流行情報等について関係機関、住民へ迅速に情報提供できるよう、方法を検討する。
5		・特定給食施設巡回指導や高齢者介護施設実地指導に併せて、 感染症対策についての指導、情報提供および施設における対策 の確認を行った。 ・記録をデータベース化し、電子媒体に記録した。	·人から人への感染による感染症の施設内集団発生が、毎年度高齢者介護施設等から報告されている。	・施設内集団発生を起こしやすい施設に対し、情報提供と施設立 入時の指導を行う。
		·予防接種に対する理解を促すために、市町村や医療機関への情報提供、およびホームページ等で情報発信を行った。 ·常時電話相談に対応した。 ·ホームページ、出前講座、保育所実地指導を利用して、電話相談を保健所で行っていることについて普及啓発した。 ·予防接種の円滑な実施を図るため、市町村担当や県民からの相談に対応した。	·特に麻疹の予防接種の実施率については91%であり、目標である95%に届いていない。	・定期予防接種について、ホームページ等を通じて住民への啓発を行う。 ・予防接種に対する知識の普及と浸透のための各機会を通じた情報提供と実施主体である市町村に対する支援を行う。 ・特に麻疹の予防接種については、接種率目標値95%を目指し、重点的に普及啓発を行う。
	体制	・小児については長期療養児等療育相談指導事業巡回相談指導事業、成人・高齢者については地域保健法に基づいて、保健所理学療法士の市町村支援事業を実施した。 ・申し込みのあった市町村について、事業担当者等の関係者、対象児・者に対するアドバイスを行った。		·引き続き、各市町村での発達に課題のある児や育児不安のある母子の教室や各市町村に関わりのある児・者に対して、相談・評価・助言等を行う。

【保健・医療・福祉の総合的な取り組み】

生活習慣病およびそれに起因する疾病の医療費は、総医療費の1/3、死亡総数の60%。生活習慣病に焦点をあてた健康づくりの環境整備が必要。

今後認知症ケア等を要する高齢者が増加することが予測される。保健、医療、福祉の各分野で連携を図り、地域包括ケアを推進していく必要がある。

障がい者の社会参加機会の確保や共生社会実現のため、保健、医療、福祉等の連携が必要。

精神保健医療福祉は「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方に基づき、長期入院患者退院のための支援や自立した生活を支援の体制づくりを取り組む必要がある。

ストレス等こころの健康問題を抱え自殺する者が増加する傾向にあり、自殺予防対策を推進する必要がある。

母子保健推進体制の整備、乳幼児の異常の早期発見、生涯を通じた女性の健康支援等各関係機関と連携し支援していく 必要がある。

難病等は療養期間が長期にわたるため、患者や家族に対しきめ細やかな支援が必要。各関係機関が協力し、地域支援の 充実を図り、保健・医療・福祉サービスの総合的な支援とその充実を図ることが必要。 7 健康づくりと生活習慣病対策



- 8 高齢者保健福祉
- 9 障がい者保健福祉対策
- 10 精神保健医療福祉対策
- 11 自殺防止対策
- 12 母子保健福祉対策
- 13 難病等支援対策

			平成25年度の取り組み状況	課題等	平成26年度事業
	健康づくりと 対策 (たばこ対策	た、1町 ・富士 進事業		・禁煙分煙認定施設として申請していない公共の施設がある。 ・飲食店の所属団体へ働きかけを行ったが、周知範囲や周知方法が不十分であること、また県の登録でない禁煙推進の店もあることから、禁煙推進店数が増えない。	・市町村と協働して防煙教育を実施する。 ・各種会議、研修会、出前講座、県民の日等の機会に防煙教育、 禁煙分煙推進事業の普及啓発を行う。 ・飲食店の所属する団体へ広〈周知する。
	高齢者保健	サービ 認され ·全事 た。 ·6年間	サービス事業者や市町村担当者を集めた集団指導や介護 ビス事業者に対する実地指導を通じて、不適正報酬請求が確 1た9事業所に過誤調整等を行い、適正化を支援した。 業所に対して集団指導を行い、213事業所216人が参加し 間の指定の有効期間内に最低2回行う実地指導を126事業所 して実施した。		・平成26年度介護保険サービス事業者指導計画により集団指導を 実施し、指摘事項の多い内容について周知徹底することにより、適 切な事業所の運営推進を図る。 ・介護保険サービス事業者への実地指導を行う(H26年度:149事業所を予定)。 ・集団指導や実地指導に併せて、啓発資料を活用し、事業所の基準等に関する理解を深める。 ・指定基準違反の疑いがある事業所には、指導・監査を行い、指導 指摘事項の改善状況の確認を行う。
	障がい者保			·発達障害者支援検討会議の中で、関係機関の連携の必要性や 就労を目指した、継続した支援の必要性が確認された。	·圏域内の支援体制の整備を図るため、発達障害者支援検討会議 を実施する。
1	精神保健医 0	携し、 ・市町 等、市	接疾患患者が適正に相談や受診できるよう、各関係機関と連事業の周知を図った。 事業の周知を図った。 「村で実施するピアサポーター連絡会議参加、作業所運営 可村への技術支援を実施した。 「事業所に対する患者支援等の技術支援を実施した。	・委託事業所への技術支援についての評価を行っていない。	・地域に対しての精神障がい者への理解や、適正な精神科医療の利用等の情報提供を実施する。 ・委託事業所に対する患者支援等技術支援の実施及び支援に関する評価を行う。

【保健・医療・福祉の総合的な取り組み】

生活習慣病およびそれに起因する疾病の医療費は、総医療費の1/3、死亡総数の60%。生活習慣病に焦点をあてた健康づくりの環境整備が必要。

今後認知症ケア等を要する高齢者が増加することが予測される。保健、医療、福祉の各分野で連携を図り、地域包括ケアを 推進していく必要がある。

障がい者の社会参加機会の確保や共生社会実現のため、保健、医療、福祉等の連携が必要。

精神保健医療福祉は「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方に基づき、長期入院患者退院のための支援や自立した生活を支援の体制づくりを取り組む必要がある。

ストレス等こころの健康問題を抱え自殺する者が増加する傾向にあり、自殺予防対策を推進する必要がある。

母子保健推進体制の整備、乳幼児の異常の早期発見、生涯を通じた女性の健康支援等各関係機関と連携し支援していく 必要がある。

難病等は療養期間が長期にわたるため、患者や家族に対しきめ細やかな支援が必要。各関係機関が協力し、地域支援の 充実を図り、保健・医療・福祉サービスの総合的な支援とその充実を図ることが必要。 7 健康づくりと生活習慣病対策



- 8 高齢者保健福祉
- 9 障がい者保健福祉対策
- 10 精神保健医療福祉対策
- 11 自殺防止対策
- 12 母子保健福祉対策
- 13 難病等支援対策

	平成25年度の取り組み状況	課題等	平成26年度事業
11	・自殺対策防止市町村担当者会議において、課題抽出及び事業検討を行い、委員のハイリスク地対策の意識の向上、連携の強化および事業の円滑化を図った。 ・自殺対策緊急強化基金を活用して管内の自殺多発地域のイメージアップ対策や水際対策を行い、自殺多発地域における自殺者数の減少、関係者の意識の向上等の成果を得た。		・自殺対策について、「地域セイフティネットワーク会議」等の会議を活用して、自殺対策事業を検討し、啓発等を図っていく。 ・自殺多発地域への対策については、イメージアップに関する事業は県他部署、市町村、各関係機関と連携し、実施する。 ・各市町村、各関係機関と連携を図り、「いのちをつなぐ青木ヶ原ネットワーク会議」、「ボランティア養成講座」、「ゲートキーパー養成講座」を実施する。
12	合を確認し、妊娠中の喫煙、防煙指導の必要性を共有した。 ・母子保健推進会議の実施に向け、新たにメンバーとして、各産科 病院助産師、婦人科医師、小学校養護教諭、保育園保育士に依	・「山梨県健やか親子21」第2回中間評価における重点課題のうち、管内では、「低出生体重児対策」については調査等を行い、継続して検討しているところであるが、その他に課題として高〈認識されていた「小児期からの生活習慣病対策」、「産後うつ」、「子どもの心安らかな発達の促進と育児不安の軽減」については、検討の場を持てていない。	の後の支援体制づくりを行う。
13	・特定疾患治療研究事業における医療給付事務及び療養者からの相談対応を行い、支援の必要な事例に対して、保健師による家庭訪問等、理学療法士によるリハビリ支援、管理栄養士による栄養指導等の個別支援を行った。	にわたることが多く、特に医療介護依存度が高い難病患者に対し	·引き続き、特定疾患治療研究事業における医療給付事務の実施及び療養者からの相談を受け付け、支援の必要な事例に対しては、個別支援を行う。 ·療養者に携わる関係者と支援方法等の検討を行う。

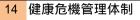
【健康危機管理、安全な生活環境の整備】

健康危機管理対策が適切に実施されるよう、情報連絡、初動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織運営となるよう、平常時からマニュアルの見直しや研修、訓練等を実施する必要がある。

医薬品等の安全性確保と適正管理を図るため監視指導の充実、薬物乱用防止指導員地区支部協議会と連携した地域での啓発、指導活動が必要。

食品の安全性の確保と県民の健康を保護するため、監視指導や食品の収去検査の実施等食品衛生行政の推進が必要。

レジオネラ属菌、水道水による健康被害の発生防止を目的とした公衆浴場等の監視・指導、水質を監視し、水道事業者が行う安全性確保対策を支援する必要がある。



(新型インフルエンザ等新感染症への対策を含む)

15 災害医療(大規模災害時医療救護体制整備)

16 医薬品の安全管理対策

17 薬物乱用防止対策

18 食品の安全確保対策

19 生活衛生対策

		平成25年度の取り組み状況	課題等	平成26年度事業
(4	建康危機管理体制 新型インフルエンザ等 新感染症への対策を含 び)	・富士東部地区新型インフルエンザ等対策会議を設置・開催し、新型インフルエンザ発生時の医療体制を中心に各関係機関の役割を確認した。 ・24時間電話相談を実施した。 ・各医療機関等に必要な情報提供を実施した。	・病原性が高い感染症を想定し実働訓練の実施や搬送手段 等、想定される対策に対しての訓練が実施されていない。	・健康危機管理に対応できるための研修会、訓練を実施し、有事の際に対応できる人材育成を図る。 ・各関係機関への健康危機管理の情報提供を図る。
	災害医療(大規模災害 寺医療救護体制整備)	・富士・東部地域防災アクションプランに基づき、情報伝達訓練 を行った。	・平成25年度の訓練では、情報伝達の各手段についての種々の課題が挙げられた。 ・「富士・東部防災アクションプラン」の基本情報の共通認識が、各関係機関等に十分に浸透していない。	・健康危機に適切に対応するための研修会を実施する。 ・情報伝達訓練にあたって、情報を迅速かつ有効に伝達するための手段を検討する。 ・情報伝達訓練を実施する。
16		・医薬品販売業者に対し、有資格者の在駐、構造設備基準の 遵守および文書を用いた服薬指導の実施等について立入検査 を行った。 ・国からの通知に基づき、医薬品等一斉監視指導・医療機器一 斉監視指導を行い、不良医薬品や虚偽誇大広告等の監視に 努めた。	・対象施設が多いため、年度当初に効率的な監視計画の立案が必要である。 ・医薬品成分を含有する健康食品のインターネット販売について広域的な監視が必要である。	・期限を定めた集中的な一斉監視指導のほか、新規許可・更新、その他調査と併せた随時立入検査を効率的に行う。 ・健康食品の試買検査のほか、他県と情報を密に速やかな不良(模造)医薬品の発見・回収を行う。
17			・薬物乱用防止対策は正しい知識の普及と強い取り締まりの 双方が必要であるが、普及啓発により問題意識や行動に効果 があったのかを評価することは難しい。	・薬物乱用防止指導員協議会の指導・育成を図り、地域においての普及啓発活動を強力に推進する。 ・違法薬物の有害性等については、今後も政府広報等を活用しながら正確な情報を発信することに努める。また、薬物乱用防止教室(出前講座)の際には、どの様に問題意識等が変化したのかを把握するためのアンケート調査を行う。
18		・食中毒対策として大型宿泊施設を中心に監視指導を行い、平成25年度はウイルス・細菌性とともに食中毒事件数0を達成した。 ・観光シーズン前に、4月に河口湖地域、7月に山中湖・忍野地地域において、宿泊施設等の監視を保健所の複数課職員で実施した。 ・食品の収去検査や施設の拭き取り検査を実施したところ、一部の食品から大腸菌群が検出されたものの、重篤な違反には至らなかった。	·富士山の世界文化遺産登録により、名実ともに国際観光地となった北麓地域の一層の衛生管理の推進が急務である。	監視に努めるとともに、最新の知見による衛生講習会を開催す

【健康危機管理、安全な生活環境の整備】

健康危機管理対策が適切に実施されるよう、情報連絡、初動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織運営となるよう、平常時からマニュアルの見直しや研修、訓練等を実施する必要がある。

医薬品等の安全性確保と適正管理を図るため監視指導の充実、薬物乱用防止指導員地区支部協議会と連携した地域での啓発、指導活動が必要。

食品の安全性の確保と県民の健康を保護するため、監視指導や食品の収去検査の実施等食品衛生行政の推進が必要。

レジオネラ属菌、水道水による健康被害の発生防止を目的とした公衆浴場等の監視・指導、水質を監視し、水道事業者が行う安全性確保対策を支援する必要がある。

14 健康危機管理体制

(新型インフルエンザ等新感染症への対策を含む)

15 災害医療(大規模災害時医療救護体制整備)

16 医薬品の安全管理対策

17 薬物乱用防止対策

18 食品の安全確保対策

19 生活衛生対策

	平成25年度の取り組み状況	課題等	平成26年度事業
19	・美容所、理容所及びクリーニング所の新設に対し、法律・条例で定められている有資格者の確保や構造基準の合致について検査確認を行った。 ・旅館や公衆浴場の新設に対しては、法律・条例で定められている構造基準について指導するとともに、レジオネラ属菌対策として冊子を用いた入浴施設の衛生管理指導を行った。 ・年度毎地域を限定して、公衆浴場及び旅館を対象にしたレジオネラ属菌に関する講習会を実施しており、平成25年度は山中湖村を対象として実施した。	が消費生活センター等に多数寄せられている。 ・旅館業では、レジオネラ属菌に対する危機管理意識が低い。	・当職に対して無資格者の施術、まつ毛エクステンションに係る苦情や問い合わせはないものの、毎年一定数を抽出した監視により必要に応じた指導を行う。 ・効率的な監視計画を立案し、国際観光地として誇れる旅館や公衆浴場の衛生確保に関する立入検査を行う。 ・引き続き、地域を限定したレジオネラ属菌に関する講習会を開催する。

【保健医療福祉の人材の確保と資質の向上】

多様化するニーズに対応できる保健医療福祉従事者を育成するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、介護支援専門員連絡協議会等との連携のもと研修会の実施や教育マニュアルに基づき人材育成を行う必要がある。



20 人材育成支援

	平成25年度の取り組み状況	課題等	平成26年度事業
	<健康づくり保健活動推進のための人材育成> 各職種の資質向上のために次の研修等を行った。 ·特定給食施設等に従事する職員(栄養士、調理師、施設管理者等)に対する研修を実施した。 ·調理師免許証交付時に新人研修会と併せた管内に従事する調理師に対する研修を実施した。 ·各市町村及び保健所の保健師を対象にした保健師現任研修を実施した。	<健康づくり保健活動推進のための人材育成 > ・特定給食施設等に従事する職員研修について、各職域に限定した内容検討が十分でない。 ・管内に行政栄養士が配置されていない村がある。	<健康づくり保健活動推進のための人材育成> 各職種の資質向上のために次の研修等を開催する。 ・特定給食施設等に従事する職員(栄養士、調理師、施設管理者等)に対する研修を開催する。 ・調理師免許証交付時に新人研修会と併せた管内に従事する調理師に対する研修を開催する。 ・各市町村及び保健所の保健師を対象にした保健師現任研修の開催 ・行政栄養士の配置を促進する。
20 人材育成支援	<健康危機管理に関する人材育成 > ・災害対応する人材を育成するため、大規模災害対策担当者会議および大規模災害対応訓練を実施した。 ・自殺予防に係る人材育成については、自殺予防ボランティア養成講座、ゲートキーパー養成講座を実施した。 ・感染症予防関係については、エイズ予防として養護教諭に対する研修を実施した。 ・結核予防関係については、結核の治療に関する研修会を1回実施し、所内DOTS(ドッツ)会議を年6回実施した。	理を行う部署を対象とした研修を企画、実施する必要がある。	<健康危機管理に関する人材育成 > ・災害対応関係については、大規模災害対応訓練及び担当者会議で、最新情報提供等を実施する。 ・精神保健対策の情報提供等や対応についての研修会を開催する。 ・自殺予防関係については、地域セーフティネット会議での情報伝達や研修会を開催する。 ・感染症予防関係について、エイズ予防に関する研修を養護教諭に対して実施する。 ・予防接種に関する市町村担当者会議を実施する。 ・結核予防関係について、各市町村担当者会議等の実施及び所内DOTS会議を毎月1回で年12回実施する。
	<生活衛生向上のための人材育成> ・地域を限定(昨年度は山中湖村)した公衆浴場及び旅館を対象にしたレジオネラ属菌に関する講習会を実施した。	<生活衛生向上のための人材育成> ・旅館業では、レジオネラ属菌に対する危機管理意識が低い。	<生活衛生向上のための人材育成> ・引き続き、地域を限定したレジオネラ属菌に関する講習会を開催する。
	<地域の福祉向上のための人材育成> ・管内の母子、寡婦の指導を行う、母子自立支援員の資質向上の ため、県の4福祉事務所の支援員が諸課題について会議を開催し た。	<地域の福祉向上のための人材育成> ・母子自立支援員の交代が少ないため、相談技法や参考事例等研修テーマが年々限られていく傾向がある。	<地域の福祉向上のための人材育成 > ・母子自立支援員のスキルアップのために研修会のあり方を検討する。
	·介護支援専門員の資質向上を支援するために、諸課題の把握に努めた。 ・山梨県介護支援専門員実務研修に対し、演習助手として協力した。	·介護支援専門員が、医療との連携を積極的に行うことができていない。	·介護支援専門員協会富士北麓·東部支部で実施する研修会等で、介護と医療の連携に関する情報提供することにより支援を行う。